

秋田県公報

告 示

目 次

ページ

告 示

結核予防法による医療機関の指定(六〇一・横手保健所)	1
一般廃棄物処理施設の設置許可の申請(六〇三・環境整備課)	1
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(六〇四・商工業振興課)	2
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催(六〇五・都市計画課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定(六〇六・砂防課)	3
開発行為に関する工事の完了(六〇七・由利地域振興局建設部)	3
開発行為に関する工事の完了(六〇八・仙北地域振興局建設部)	4
公 告	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(学術振興課)	4
特種調達契約に係る一般競争入札の実施(国際教養大学設置準備事務局)	5
特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・精神医療センター)	4
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)	6
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	6
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	6
教育委員会告示	6
選挙管理委員会告示	8
各選挙区における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一〇〇)	9

秋田県告示第六百二号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十一号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
下田内科消化器科医院	平鹿郡増田町増田字石神五十五	平成十五年七月十六日
二		

秋田県告示第六百三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条第四項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請を次のとおり告示し、当該申請書及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「申請書等」という。)を縦覧に供する。

なお、同条第六項の規定により、当該一般廃棄物処理施設の設置に關し利害關係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成十五年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 大館エコマネジ株式会社

住所 大館市御成町三丁目七番十七号

(二) 代表者の氏名 代表取締役 仁 頃 建太郎

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
大館市雪沢字又右工門沢四十九番地外

三 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条

第一項に規定するごみ処理施設(焼却施設)

一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、破碎残さ(可燃性)

申請年月日 平成十五年七月二十二日

六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間

(一) 縦覧場所

(1) 大館市十二所字平内新田二百三十七番地の一 北秋田地域振興局大館福祉環境課

境部環境指導課

(3)(2) 大館市字中城二十番地 大館市市民部生活環境課

大館市池内字大出百三十五番地 大館周辺広域市町村圏組合

(3)(2) 縦覧期間 平成十五年八月一日から同年九月一日まで

七 意見書の提出期限及び提出先

(二)(一) 提出期限 平成十五年九月十六日

(二)(一) 提出先 六の縦覧場所に同じ。

秋田県告示第六百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年八月一日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マルダイ 代表取締役 大高俊平

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田市牛島五丁目三番二十六号
マルダイ新牛島店(三) 変更した事項
小売業を行う者

二 届出年月日 平成十五年七月二十二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 縦覧期間

秋田市役所 商業観光課

平成十五年八月一日から同年十一月一日まで

ア 変更前

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社マルダイ 代表取締役 佐野 元彦	秋田市牛島東五丁目三番一 号	秋田市牛島東五丁目三番一 号
イ 変更後	代表取締役 佐野 元彦	秋田市牛島東五丁目三番一 号
株式会社マルダイ 代表取締役 大高 俊平	秋田市牛島東五丁目三番一 号	秋田市牛島東五丁目三番一 号

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社マルダイ 代表取締役 佐野 元彦	秋田市牛島東五丁目三番一 号	秋田市牛島東五丁目三番一 号
イ 変更後	代表取締役 佐野 元彦	秋田市牛島東五丁目三番一 号
株式会社マルダイ 代表取締役 大高 俊平	秋田市牛島東五丁目三番一 号	秋田市牛島東五丁目三番一 号

平成十五年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 反 田 悅 生

二 開発区域に含まれる地域の名称

由利郡仁賀保町平沢字天ヶ町七十二番一、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番、七十七番、七八八番三、七八八番四、八十番一、八十一番、八十二番、八十三番、八十四番一、八十五番一、八十六番一、八十七番一、八十七番四、字上町田十九番一、十九番五、十九番六、十九番七、十九番八、十九番九、十九番十一、十九番十三、十九番十四、十九番十五、十九番十六、十九番十七、十九番十八、十九番十九、十九番二十、二十六番一、二十六番三、二十六番四、二十七番一、二十七番三、二十八番一、二十八番三、二十九番一、二十九番三、三十番一、三十番三、三十一番、三十二番、三十三番、三十三番一、三十四番一、三十四番三、三十五番一、三十五番三、三十六番一、三十六番四、三十七番一、三十七番三、五十一番五十二番、五十三番、字町田百二十九番一、百三十一番一、百三十三番一、百三十四番三、百六十番一、百六十番四、百六十三番一、百六十三番四、百六十六番、百六十七番、百六十八番、百六十九番、百七十三番、百七十四番一、百七十四番一、百七十四番四、百七十四番五、百七十四番六、百七十五番一、百七十五番一、百七十六番一、百七十六番二、百七十七番一、百七十七番二、二百一十一番、二百二十一番、二百二十二番、二百二十三番、二百二十四番、二百二十七番、字出ヶ沢百六十七番以上八十九筆

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

(二) GISソフトウェア 一式

(三) 納入期限

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一號

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月一日(金)から同月十五日(金)まで

(三) の期間、隨時交付する。

(四) 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月二十日(水)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大曲市角間川町字西本町十一番地
川 本 弘 藏

秋田県知事 寺 田 典 城

二 開発区域に含まれる地域の名称
大曲市角間川町字稻荷中島二十四番六、三十一番三、三十三番三、三十四番一、

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条
までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

委託業務の名称及び数量

国際教養大学図書システム整備業務 一式

委託業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十六年三月二十六日(金)

納入場所

河辺郡雄和町椿川字奥椿岱 国際教養大学キャンパス

二 入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
入札説明書に定める要件を満たすものであること。
当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七一 秋田市山王三丁目一番一號

秋田県企画振興部国際教養大学設置準備事務局(電話〇一八 八六〇 五四五

四 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月一日(金)から同年九月九日(火)までの期間、隨時交付する。

五 入札執行の日時及び場所

平成十五年九月十七日(水)午後一時五分
秋田県庁第二庁舎 五十四会議室

六 入札保証金

六 その他

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

七 入札の方法

日本語及び日本国通貨

八 契約手続において使用する言語及び通貨

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

九 入札の無効

九 その他

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

十一 契約書作成の要否

要

十二 提出書類等

要

秋 田 県 公 報

(七) その他 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大曲市四ツ屋第一土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

詳細は、入札説明書による。

五
概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be built : Akita International University
2 Library system 1 set
3 Time-limit of tender : 1:05 P.M. 17 September , 2003
Contact point for the notice : Akita International University Preparation
Office , Department of Planning and Development , Akita Prefectural
Government , 3-1-1 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8572 ,
Japan TEL 018-860-5456

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号）第十一条の規定により、公示する。

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
雄勝郡羽後町杉宮字田畠四十九番地
二

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽後町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月一日

秋田県知事 寺田典城

退任監事の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総合医療情報システム 一式	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総合医療情報システム 一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 仙北郡協和町上淀川字五百刈
田三百五十二番地	田三百五十二番地
三 落札者を決定した日	平成十五年五月三十日
四 落札者の名称及び住所	東北化学薬品株式会社秋田支店 秋田市寺内字三千刈四百六十一番一
五 落札金額	一億七千六百四十万円
六 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
七 一般競争入札の公告を行つた日	平成十五年四月十八日

雄勝郡羽後町	松宮字田畠四十九番地
西馬音内堀回字元城百七十八番地	足田字安良町八番地
字向下川原百二十三番地	西馬音内堀回字元城百七十八番地
中町五十一番地	足田字安良町八番地
平鹿郡十文字町睦合字中福島二十四番地	雄勝郡羽後町新町字町尻一番地
床舞字泉田三十六番地	雄勝郡羽後町新町字町尻一番地
足田字土館六十八番地	床舞字泉田三十六番地
林崎字林崎四十番地	足田字土館六十八番地
大戸字大戸二十六番地	林崎字林崎四十番地
大久保字大久保五十四番地	大戸字大戸二十六番地
就任理事の住所及び氏名	大久保字大久保五十四番地
雄勝郡羽後町大久保字大久保五十四番地	就任理事の住所及び氏名
足田字土館六十八番地	雄勝郡羽後町大久保字大久保五十四番地
新町字町尻一番地	足田字土館六十八番地

藤齋佐 佐藤 柴齋 泉藤 菊猪 丹長 佐
原藤藤 藤原 田藤 原地岡 山藤木
繁保正 正惠 保勇 繁利 専孝 重金孝
朗雄男 男郎 均雄 一朗文 一吉 一

		雄勝郡羽後町大戸字大戸二十六番地									
		足田字安良町八番地									
		西馬音内字向下川原百二十三番地									
		堀回字元城百七十八番地一									
		床舞字泉田三十六番地									
		西馬音内字中町五十番地									
		林崎字林崎四十番地									
		平鹿郡十文字町睦合字中福島二十四番地									
		雄勝郡羽後町杉宮字田畠四十九番地一									
		退任監事の住所及び氏名									
		雄勝郡羽後町田沢字下田沢三十六番地									
		西馬音内字大戸道四十五番地一									
		就任監事の住所及び氏名									
		雄勝郡羽後町西馬音内字橋場二十九番地									
		田沢字下田沢三十六番地									
		杉宮字宿八十三番地一									
		杉宮字宿八十三番地一									
		四									
		五									
		六									
		七									
		八									
		九									
		十									
		十一									
		十二									
		十三									
		十四									
		十五									
		十六									
		十七									
		十八									
		十九									
		二十									
		二十一									
		二十二									
		二十三									
		二十四									
		二十五									
		二十六									
		二十七									
		二十八									
		二十九									
		三十									
		三十一									
		三十二									
		三十三									
		三十四									
		三十五									
		三十六									
		三十七									
		三十八									
		三十九									
		四十									
		四十一									
		四十二									
		四十三									
		四十四									
		四十五									
		四十六									
		四十七									
		四十八									
		四十九									
		五十									
		五十一									
		五十二									
		五十三									
		五十四									
		五十五									
		五十六									
		五十七									
		五十八									
		五十九									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									
		六十									

秋田県知事 寺田典城

一、入札に付する事項

（調達契約について次のとおり一般競争入札を行ふので、地方自治法施行令（昭和二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
成十五年八月一日
秋田県知事 寺田典城
（札に付する事項
購入物品名及び数量）

平成十五年八月一日

(二) (一) 購入物品名及び数量
人工光形グロースキャビネット
購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

三) 入札説明書及び仕様書による納入期限

卷之三

四) 五月三日 (三)

(四)

秋田県立大学事務局

二) 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

三(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

規則第一百六十六条规定するところによる。

三) 落札者の決定方法

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(一) 入札の方法

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。）第一百六十条から第一百六十三条までに規定するところによる。

平成十五年八月二十二日(金)午前十時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
八日保証金

四 入札執行の日時及び場所

三
(一) 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第40号)第百六十条から第百六十二条
までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法
落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の四分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、累積もつた契約希望金額の百五分の四に相当する金額を入札書に記載する。

(三) 入札の無効
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が一人以上あるときは、くじによつて決定する。

(四) 落札者の決定方法
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(五) 契約書作成の範囲
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が一人以上あるときは、くじによつて決定する。

(六) 提出書類等
入札に参加する者は、前記の範囲内に、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出する。

(七) その他
詳記せ、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal Computer 1 Set

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 1 September, 2003

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Samo, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

一 入札に付する事項
(一) 購入物品の名称及び数量
パソコン用ノンピロータ 1台
(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十五年十月三十一日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等
(一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する。

(二) (3)(2)(1)の資格に係る申請
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けてこなじ。

(3)(2)(1)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(1)に掲げる場所へ平成十五年八月十八日(月)までに提出する。

三 契約条項を示す場所等
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに開示せらる
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 一七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第11十九号)第一条规定に規定する県の休日を除き、平成十五年八月一日(金)から同月二十九日(月)までの期間、隨時交付する。
入札執行の日時及び場所
平成十五年九月一日(月)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十五年八月一日

秋田県教育委員会委員長 太田宥子

一 日時 平成十五年八月六日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

職員の人事についての専決処分報告

秋田県立中学校学則

平成十六年度秋田県立特殊教育学校教科用図書の採択

平成十六年度秋田県立高等学校・中学校教科用図書の採択

その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次とおりである。

平成十五年八月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤堯

裁決書

秋選管告示第百一号

平成十五年四月二十七日執行の太田町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、平成十五年七月二十四日次のとおり裁決した。

平成十五年八月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤堯

仙北郡太田町太田字長田湯伝百二十六番地
審査申立人 鈴木隆太郎(五十歳)

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 一二七、八四五

秋選管告示第百一号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次とおりである。

平成十五年八月一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤堯

選挙区別

主文 本件審査の申立てを棄却する。
第一 審査の申立ての趣旨及び概要
一 本件選挙及び申立人の異議申出と町委員会の決定

- (一) 本件選挙は、平成十五年四月二十二日告示、同月二十七日に執行され、高貝久遠と申立人が立候補し、高貝久遠が当選した選挙につき、申立人が同年五月十一日に町委員会に選挙無効の主張をして異議の申出をした。
- (二) 申立人は、同月二十九日に申立人の選挙無効の異議の申出を棄却する決定をした。
- (三) 申立人は、町委員会の決定を不服として、同年六月十八日に当委員会に審査の申立てをし、「町委員会がした異議の申出の棄却決定を取消し、本件選挙を無効とする」との裁決を求めた。
- 二 申立人の選挙無効の理由
- 申立人の主張する本件選挙の無効理由は、以下のとおりである。
- (一) 高禮建設株式会社代表取締役高貝芳彦による「ただ単に刑法上の罪に該当するやも知れぬ」というだけの理由で、憲法に保障されている言論の自由をも、さらには政治活動の自由をも妨害せんとした行動は、日本国憲法の精神に則り、民主政治の健全な発展を期することを目的とした公職選挙法(以下「法」という。)第一条の趣旨に対する愚かなる挑戦である。
- (二) 高禮建設株式会社代表取締役高貝芳彦による「民事上の不法行為がある」との言いがかりによる政治活動の妨害が行われた。
- (三) 平成十五年二月二十日夜、太田町太田字新田街道上にある居酒屋「ばんや」における親睦会において、高貝久遠後援会長の長澤春男と高橋隆の二人から町長選挙への立候補を思いとどまるよう、再三にわたって勧められた。また、町議会議員補欠選挙へのくら替えを強く勧められた。
- (四) 高貝久遠候補の選挙事務所で使う駐車場に、太田中学校の駐車場を使つよう公然と連絡をし、多くの人々に使わせたことは、公共の施設の私物化であり、さらには選挙における公正及び公平をいちじるしく欠く行為である。
- (五) 高貝久遠候補の選挙事務所で使う駐車場に駐車できなかつた車が一時的に利用したとしても、選挙における公正、公平を著しく欠く行為とは判断することができない。
- (六) 申立人が選挙のために借りた場所「壹代食堂」を使用不可能にし、選挙妨害をした。さらに、「隆太郎は看板は立てたものの、事務所は開いていないし、だれもいない。本当にやる気があるのだろうか、町民を馬鹿にしているのではないか。」などと流布した。
- 第一 町委員会の決定理由及び本件審査の申立てにおける弁明及び申立人の反論
- 一 町委員会は、申立人からの平成十五年五月十二日付け異議申出書に対して、同月二十九日付けで「この異議申出は棄却する」との決定をした。その概要は、以下とのおりである。
- (一) 法第一百五条第一項について、後記第三の一に記載した当委員会の解釈と同

- 一 の解釈の下、申立人の主張について、以下の判断をした。
- (二) 申立人が本件選挙を無効とする理由は、いずれも本件選挙の執行管理の手続に規定の違反に関するものではなく、高貝芳彦氏、長澤春男氏、高橋隆氏、高貝久遠候補者、加藤敏彦氏が、それぞれ違法行為を行つたことにより投票を妨げられるような手段の事態が生ずるとまでは解されず、本件添付書類を総合しても、本件選挙の結果について異なつた結果が生ずる恐れがあつたとは認められない。
- 二 (三) よつて異議申出人による本件異議申出は理由がない。
- 二 当委員会に対する審査の申立てにおける町委員会の弁明書の概要は、以下のとおりである。
- (一) 申立人が無効事由とする上記第一の二(一)、(二)、(三)について、町委員会の調査でそれらの内容を選挙人全般に対し周知した事実は見当たらず、仮に、選挙妨害、政治活動妨害があつたとしても、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような手段の事態が生じたとは考えられない。
- (二) 前同(四)について、居酒屋における懇親会での話の内容であり、信頼性が薄いものであり、仮に、利益誘導があつたとしても選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような手段の事態が生じたとは考えられない。
- (三) 前同(五)について、太田中学校駐車場は一般にも使用できるよう開放しており、高貝候補の選挙事務所用駐車場に駐車できなかつた車が一時的に利用したとしても、選挙における公正、公平を著しく欠く行為とは判断することができない。
- (四) 前同(六)について、選挙の無効原因とは殆ど関係ないと考えられ、弁明するまでもない。
- (五) 前同(七)について、民法では賃借人は賃貸人の承諾無しに、その権利を譲渡したり、転貸することはできないのが原則である。また、選挙事務所を設置したものは、当該選挙ごとに一日一回を超えない程度が可能である。平成十五年四月二日開催した立候補予定者説明会において、選挙事務所異動届出用紙を申立人に交付済みである。
- 三 これに対し、申立人の反論及び当委員会の質問に対する陳述の要旨は、以下のとおりである。
- (一) 第一の二(一)に関して、「心理的強迫による政治妨害」とは、具体的には、平成十五年四月十一日に高禮建設株式会社内で代表取締役高貝芳彦と会談した際の態度、言動及び同社代理人作成の同月十日付けの内容証明郵便である。

- (二) 前同(二)に関して、「言論の自由、政治活動の自由を妨害した」とは、具体的には、平成十五年四月十一日に高禮建設株式会社内で代表取締役高貝芳彦と会談した際に感じたこと及び同社代理人作成の同日付けの内容証明郵便である。
- (三) 前同(三)に関して、民事上の不法行為と指摘された申立人作成の「おもい」と題する文書は、申立人が約一千部作成し、太田町のほぼ全世帯に配布したこと、また、「言いがかりによる政治活動の妨害」とは、具体的には、平成十五年四月十一日に高禮建設株式会社内で代表取締役高貝芳彦と会談した際に感じたこと、及び同社代理人作成の同日付けの内容証明郵便である。
- (四) 前同(四)に関して、「居酒屋「ばんや」における町長選挙立候補を思い止まる」と、及び同社代理人作成の同日付けの内容証明郵便である。
- (五) 前同(五)に関して、法第二百二十一條において、利害関係、誘導の罪として選挙人又は選挙運動者に対する公共施設である学校を利用してはならないとしているから、一般に開放されている施設であっても運動会や文化祭等の行事だけに限られ、選挙に関しては一方の候補者だけに公然と使わせることは不合理である。
- (六) 前同(六)に関して、「業者が金を集めた」ことを申立人自らは調べたことはないが、大曲警察署には相談した。
- (七) 前同(七)に関して、平成十五年四月二十日頃、門脇喜代氏から「喜代食堂」の一部を同日から同月二十七日まで償還四万円で借りることに話がまとまつたが、契約書は交わしていない。加藤敏彦の脅迫と強制により、同店に鍵をかけて物理的に使えない状態にされたため、選挙事務所としては使えなかつたが、他の場所を選挙事務所として利用はしなかつた。
- (八) その他総括的な主張として、「高禮事件」の概略について述べ、太田町長貝久遠が、一期四年で、高禮建設株式会社から借りた建築資金で一億円といわれる家を造つたことを指し、「これは根拠のない」とではないから、誹謗中傷には当たらない。

第三 当委員会の判断

- 一 法第二百五条第一項は、「選挙の規定に違反があるときは、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。」と規定している。
- 同条項にある「選挙の規定に違反があるとき」とは、
- (一) 主として、選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は、直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の

管理執行の手続上、法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反等の行為は、これに当たるものではない。

(二) それは、このような違法行為も、多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであるが、法はその違反者を処罰することによって、これら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のため選挙を無効として再選挙を行う趣旨とするものではないと解されるからである。

(三) もっとも、このような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような手段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。

との判例(最高裁判所昭和六十一年二月十八日判決)が確立し、当委員会もこの解釈が妥当であると判断する。

一 法第二百五条第一項に関する町委員会の決定における同条の解釈は、当委員会の解釈と同一であり、町委員会がこの判例の趣旨に添い、申立人の異議申出の審査に当たつたことは適正である。

三 そこで、申立人の選挙無効の主張事実が、上記判例にいう「特段の事態を生じた」に該当するか否かである。当委員会も、町委員会の結論と同じく、そのような事実を認めることができないと判断したが、その理由とするところは、以下に示すとおりである。

(一) 申立人が指摘する各事実を証明しようとする資料は、申立人と高禮建設株式会社及び合資会社加藤商事(代表者加藤敏彦)の各代理人間の内容証明郵便等による相互の主張、申立人作成の「公約」及び「おもい」と題する書面、新聞切り抜き、申立人の立てた看板等の写真撮影のほか、本件異議申出書及び審査申立書における申立人の主張及び陳述である。

(二) 選挙の効力に対する異議申出及び審査申立てについて、迅速かつ適正に決定又は裁決しなければならない町委員会及び当委員会において、申立人の主張が上記特段の事態に該当するかを審理するに当たつては、「これら書面のほか、捜査機関において本件選挙に関して選挙違反事件が立件され、進んでこれが起訴され、さらには有罪判決が出されているかどうか等の公的資料を参考できる」とはいうまでもないものの、その判断資料が限られることはやむを得ないところである。

(三) 当委員会では、資料を補充し事実関係を明確にする目的から、申立人に反論を求めるに際して、異議申出事由に関する事実や背景について証明し、申立人の主張を一層具体的に明らかにすること及び他に立証する資料があれば提出す

るよう求めた。その資料が上記に列挙した資料である。

(四) これら限定された資料のもとで当委員会が判断したところは、町委員会の判断と同一であり、申立人の主張及び陳述が、法に違反する行為であるか否かは確定できず、仮に、違反する行為があったとしても、太田町の選挙人全般が自由な判断による投票を妨げられたという特段の事態が発生したと認めるることはできず、本件選挙の無効事由を認める余地はないとの結論に達した。

四

(一) 対立候補者の支持者が申立人に立候補辞退や町議会議員補欠選挙へのくら替えを勧めたこと、及び、申立人の「おもい」発布に関する民事・刑事上の法律関係が成立するのか否かについては、確定することはできず、また、本件について捜査機関が立件したと認めるることもできないことから、申立人の主張する

事実が太田町内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げられたというような事態に至つたとは認められない。

(二) 業者から金を集めたとの話については、大曲警察署に相談したという申立人の陳述があるが、その事実を確認することはできず、捜査機関も立件していない。

(三) 相手方候補者が、太田中学校の駐車場を利用したとの点について、仮にそのような事実が存在したとしても、同駐車場は一般に開放されている施設であり、選挙関係者が利用したとしても、それが直ちに選挙の効力に結び付くとは認められない。また、申立人は、法第一百一十一条違反を主張するが、同条は買収及び利害誘導罪に関する規定であり、申立人の主張と必ずしも符号せず、その引用が的確であるか疑問である。

(四) 申立人が門脇喜代から「喜代食堂」の一部を選挙事務所として借りる約束に関する事実関係を確定するまでもなく、申立人が「喜代食堂」を選挙事務所として利用しなかつたことをもって、太田町内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げられたというような「特段の事態」とまで認めるることはできない。

(五) その他、前記判例にいう「特段の事態の発生」を認めるることはできない。

五 結論
以上により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成十五年七月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 勇

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千五百円
購読料金

印刷所
印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原繁
電話(082)876-6111
FAX(082)876-6111
E-mail:matsuura@matsuurainfo.co.jp

100
古紙配合率100%